平成２２年（フ）第８４７１号
東京都杉並区宮前５丁目11―13　インペリアル清和23―402
債務者　佐々木　潤
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４７７号
千葉県船橋市東船橋５丁目４―18―103
債務者　田中　　豊
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡1484―３―307
債務者　柳田　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８２号
埼玉県ふじみ野市西１丁目14―10―103
債務者　坂本　勝吉
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８６号
東京都大田区池上５丁目12―２―404
債務者　鈴木　トヨ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８７号
東京都江東区亀戸７丁目55―４―311
債務者　今井　正文
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８８号
東京都江東区北砂５丁目20―７―601
債務者　菅波　丈二
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４８９号
千葉県市川市中山１丁目23―５
債務者　小池　義浩
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９０号
埼玉県川口市安行出羽４丁目８―17
債務者　本庄　和子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９１号
東京都青梅市二俣尾１丁目43―１
債務者　丹野　真紀
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９２号
神奈川県川崎市幸区北加瀬１丁目31―１―405
債務者　柑本　法寿
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９３号
神奈川県横浜市港北区小机町59―303
債務者　榎本　淳一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９４号
東京都目黒区下目黒２丁目20―８
債務者　小川　香依
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９５号
東京都大田区西六郷２丁目13―11―202
債務者　今井　博典
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９６号
東京都大田区大森西６丁目６―10　橋本方102
債務者　菊池長三郎
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９７号
東京都大田区大森東１丁目36―６―713
債務者　川口　愉快
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部